

IV 被害復旧の状況

1 被害対策本部の設置

県では、7月21日に災害対策本部を設置して以来、人命救助、二次災害防止対策及び国への緊急要望等の応急対応に取り組んできました。

こうした状況の中で、被害拡大のおそれが少なくなったことや、今後は、本格的な復旧対策と被災者救援対策に取り組むため、31日、災害対策本部を改組して、被害対策本部を設置し、災害対策本部の中に設置していた被災者救援対策部に加え、公共施設の早期の復旧・復興対策を行う被害復旧対策部を新たに設置し、被害の復旧に全力で取り組むこととしました。

2 被害復旧対策の状況

被災された方が、一日も早く安心した生活に戻ることができるよう、8月7日に開催された臨時県議会において緊急に措置すべき経費を予算計上するとともに、9月県議会においても追加補正を行い、総額175億2,000万円に上る補正予算を計上し、災害の早期復旧と被災者救援対策、さらには二次災害・再度災害の防止対策に取り組んでいます。

具体的には、土石流や山地崩壊の発生箇所については、必要に応じ、仮水路設置等の応急対策を実施し、さらに、抜本的な対策が必要な49溪流等について、今後、国直轄事業や災害関連事業により、砂防えん堤や治山えん堤などを設置することとしています。

次に、河川については、土砂や流木により埋塞した河道を緊急に掘削するなど応急対策を完了し、約400箇所について、災害復旧事業等により早期復旧を図ることとしています。

また、道路については、甚大な被害を受けた国道262号は、県央部における基幹道路であり、社会的、経済的にも大きな支障が生じていることから、仮復旧工事を急ぎ、9月6日に全面通行止めを解除することができ、概ね1年後の本復旧を目指しています。その他の被災した130箇所においても、必要に応じ、崩土の除去、防護柵の設置等、安全対策を実施し、交通の確保を行いました。

さらに、農林関係施設については、激甚災害法のいち早い適用が決定されており、また、被災したため池125箇所について、流入土砂や流木の撤去等の応急対策を完了し、今後、他の農地、農業用施設と併せ、災害復旧事業等により本格的な復旧工事を行います。



仮復旧された国道262号上勝坂橋



玉泉ため池における流木撤去作業